

公立大学法人神戸市看護大学安全保障輸出管理規程をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第61号

公立大学法人神戸市看護大学安全保障輸出管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員が行う技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外国（外為法第6条第1項第2号に定めるものをいう。以下同じ。）における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物（外為法第6条第1項第15号に定めるものをいう。以下同じ。）を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) 取引審査 取引において提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定し、当該取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、法人として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (8) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (9) 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該

当するものを除く。)をいう。

- (10) 開発等 開発, 製造, 使用又は貯蔵を行うことをいう。
- (11) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年11月29日付蔵国第4672号)6-1-5及び6により, 居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (12) 非居住者 居住者以外の自然及び法人をいう。
- (13) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(平成4年12月21日付4貿局第492号)1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。
- (14) 職員 神戸市看護大学学則(平成31年4月学則第1号)第6条第1項の職員をいう。
- (15) 学生等 神戸市看護大学の学生及び研究生その他神戸市看護大学に在学し, 又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。

(基本方針)

第4条 法人の輸出管理の基本方針は, 次の各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 取引にあたっては, 外為法等及びこの規程(この規程により別に定めるものを含む。)を遵守する。
- (3) 輸出管理を適切に実施するため, 輸出管理体制を整備し, その充実を図る。

(安全保障輸出管理最高責任者)

第5条 法人に安全保障輸出管理最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置き, 理事長をもって充てる。

- 2 最高責任者は, 輸出管理に係る重要事項の最終決定を行う。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 法人に安全保障輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き, 副理事長をもって充てる。

- 2 統括責任者は, 輸出管理に係る業務を総括し, 輸出管理を適切に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(安全保障輸出管理責任者)

第7条 法人に安全保障輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き, 研究・地域貢献担当理事をもって充てる。

- 2 管理責任者は, 統括責任者を補佐し, その指示の下, 輸出管理に関する業務を管理するものとする。

(輸出管理アドバイザー)

第8条 輸出管理に関する業務を適切に実施するため, 法人に輸出管理アドバイザー

を置くことができる。

- 2 輸出管理アドバイザーは、最高責任者が委嘱する。
- 3 輸出管理アドバイザーの業務は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 取引を行おうとする職員が、次条の事前確認を行う際の助言を行うこと。
  - (2) 管理責任者が前条第2項の業務を行う際の助言を行うこと。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、この規程の遵守に関する法務及び技術全般に関する助言を行うこと。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第9条 輸出管理に関する重要事項を審議するため、理事長の下に研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、輸出管理に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) この規程の改廃案の作成に関する事項
- (2) 取引審査の審議に関する事項
- (3) 調査及び監査に関する事項
- (4) 職員の教育に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

(事前確認)

第10条 職員は、取引を行おうとするときは、細則で定める様式に必要事項を記載し（細則で定める取引を行おうとするときを除く。）、当該取引が外為令第17条第5項に規定する取引に該当するか否かの確認を行い、取引審査の要否について管理責任者の事前確認を得なければならない。

(取引審査)

第11条 職員は、前条の事前確認において取引審査を要することとされた取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとするときは、細則で定める様式に必要事項を記載し、次に掲げる事項についての確認を行い、統括責任者による取引審査（統括責任者の委任に基づく管理責任者による取引審査を含む。）を受け、その承認を得なければならない。

- (1) 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否か。
- (2) 輸出しようとする貨物が輸出令第4条第1項の規定により外為法第48条第1項の規定を適用しないこととされている貨物に該当するか否か（前号の規定により当該貨物がリスト規制貨物に該当することを確認した場合に限る。）。
- (3) 取引の相手先における用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるか否か。
- (4) 取引の相手先について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等への関与が懸念されるか否か。

2 職員は、前項の取引審査により承認が得られた取引において、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じたとき又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じたときは、改めて前条の規定による事前確認を得なければならない。

(許可申請)

第12条 職員は、前条第1項の取引審査により経済産業大臣の許可を要するものとして統括責任者から取引の承認（統括責任者の委任に基づく管理責任者の承認を含む。）を得たときは、当該許可の申請に必要な書類を作成し、最高責任者に経済産業省への許可申請を依頼するものとする。

2 最高責任者は、前項の依頼を受けたときは、前項の書類の内容の妥当性を確認の上、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

3 最高責任者は、前項の許可申請に対する結果の通知を受けたときは、当該職員に当該結果を通知するものとする。

4 職員は、経済産業大臣の許可を要する取引については、当該許可を得たことの確認を行わない限り、当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第13条 職員は、技術を提供するときは、第10条及び第11条の手続が行われたことを確認しなければならない。ただし、第10条の手続により第11条の手続が不要とされたときは、第11条の手続についての確認は要さない。

2 職員は、前項の確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第14条 職員は、貨物を輸出するときは、第10条及び第11条の手続が行われたこと並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。

2 職員は、前項の確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 職員は、貨物の輸出に係る通関手続において事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、管理責任者にその旨を報告しなければならない。

4 管理責任者は、前項の報告を受けたときは、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第15条 職員は、輸出管理の手続に必要な文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 職員は、輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録について、細則で定めるところにより、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

(調査)

第16条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、適宜、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(監査)

第17条 統括責任者は、輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、必要に応じて監査を行うものとする。

(指導)

第18条 統括責任者は、職員に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第19条 統括責任者は、輸出管理の確実な実施を図るため、職員に対し、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を啓蒙し、輸出管理に関する教育を計画的に行うよう努めるものとする。

(学生等への教育)

第20条 職員は、学生等に対し、外為法等の理解を深めさせるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

(報告)

第21条 職員は、外為法等若しくはこの規程に違反する事実若しくは違反のおそれのある事実を知ったとき又は外国において取引に係る技術若しくは貨物を紛失（盗難による場合を含む。）したときは、速やかに管理責任者にその旨を通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報を受けたときは、直ちにその旨を統括責任者に報告するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の調査の結果の報告により、外為法等又はこの規程に違反する事実又は違反のおそれのある事実が明らかになったときは、最高責任者に報告するとともに、関係部署に必要な措置を指示するものとする。

4 最高責任者は、前項の報告があったときは、遅滞なく関係行政機関に報告するとともに、その再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

(懲戒)

第22条 職員が故意又は重大な過失によりこの規程に違反したときは、公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則（平成31年4月規程第44号）に基づく懲戒の対象とする。

(特定類型該当性に関する誓約書)

第23条 新たに職員となった者（専ら非実験系の業務にのみ従事する者を除く。）

は、特定類型該当者に該当するか否かに関し、細則で定める様式による誓約書を統括責任者に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出後、誓約書に記載した内容について変更が生じたときは、

当該職員は、速やかに統括責任者に改めて誓約書を提出しなければならない。

(事務処理)

第24条 この規程に関する事務は、経営管理課が処理する。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、輸出管理の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。